

意見書

2025 年（令和 7 年）2 月 12 日

曹 慶鎬

骨子

本意見書の目的は、日本の警察による職務質問におけるレイシャル・プロファイリングの実態の把握である。そのために、2024 年に実施された『日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査』（サーベイリサーチセンター 2025）の結果を精査した。日本人回答者と外国人回答者のより正確な比較のために、性別、年齢、居住地域といった回答者の属性を中心に周辺情報と突きあわせながら精査した結果、外国人回答者のなかで警察による職務質問を受けた経験を有する者が極めて多く、そのような経験を有する日本人回答者が少ないことと比べると、両者の間の相違が著しいと結論づけることができる。

1 警察による職務質問におけるレイシャル・プロファイリングと実態把握

1.1 警察による職務質問とレイシャル・プロファイリング

日本でも警察による職務質問におけるレイシャル・プロファイリングが注目を集めはじめている。2021 年に職務質問における人種差別的扱いについて、在日米国大使館が警告を出したことはレイシャル・プロファイリングの社会的認知度を高める一つの契機となったと言える¹。2022 年 9 月には国家公安委員長が職務質問は「法に基づいて行われるものであり、人種、国籍などを理由として行うことは許されない」と述べている²。

そもそもレイシャル・プロファイリングとは何か。2020 年に国連人種差別撤廃委員会が出した一般的勧告 36 では、「いかなる程度であれ、人種、皮膚の色、世系または国もしくは民族的出身を基に、個人を捜査活動の対象とする、または個人が犯罪行動に関わったかどうかを判断する警察および法執行の慣行³」（パラグラフ 18）とされている。ここで述べられている人種概念は広い含意を持つものであるということなどに留意すれば、レイシャル・プロファイリングは「人種などに基づいて警察などが行う活動」と言い換えることができる。

このようなレイシャル・プロファイリングをめぐる動きは世界的にみられるが、それぞれの国や地域で異なる面もある。たとえばアメリカでのレイシャル・プロファイリングは、もともとは 1980 年代の麻薬取締りの文脈にあったという。それが 1990 年代に麻薬取締りに限定されない言葉として成立した後、2000 年代以降はテロ対策や非正規移民の摘発などを含む広い射程を持つ言葉として使われるようになったとされる（宮下・明戸 2023:17）。ア

¹ <https://x.com/ACSTokyo/status/1467629914857816065>（2025 年 1 月 5 日確認）

² 『毎日新聞』2022 年 9 月 14 日朝刊「職務質問：外国人狙って職質＝差別です 多くが不快な思い、東京弁護士会調査 「お前らに人権ない」と怒鳴った警官も」

³ <https://imadr.net/wordpress/wp-content/uploads/2021/01/CERD-GC36-Japanese.pdf>（2025 年 1 月 5 日確認）

アメリカにおけるレイシャル・プロファイリングをめぐる状況は、注目が集まって日が浅い日本とは対照的に、一定の歴史の長さを持っていることは一目瞭然である。一定の歴史があるからこそ、アメリカにおけるレイシャル・プロファイリングをめぐる議論には、積み重ねた厚みがある（Harris 2017）。

1.2 レイシャル・プロファイリングの実態把握

アメリカにおけるレイシャル・プロファイリングに関する議論の積み重ねは、その実態把握のための調査研究にも表れる。アメリカではレイシャル・プロファイリングが問題視されて以降、多くの調査研究が行われている（e.g., GAO 2000）。その過程では調査に基づく知見が蓄積されるだけでなく、調査方法の改善が模索されてきたという経緯がある（e.g., Smith 2002, Tillyer 2008）。

それに比べると、日本におけるレイシャル・プロファイリングの実態の把握はまだ極めて貧弱といってよいだろう。警察による職務質問という場面に焦点を絞っても、レイシャル・プロファイリングの実態を捉える調査は極めて少ない⁴。実態調査そのものが行われていないのだから、調査方法の改善などは皆無に等しい。

管見の限りその唯一といってよいほどの例外が、東京弁護士会が行った『2021 年度外国にルーツをもつ人に対する職務質問（レイシャルプロファイリング）に関するアンケート調査』（東京弁護士会 2022）である。日本に在住する外国にルーツをもつ人を対象に実施されたこの調査は先述のアメリカ大使館による警告と調査時期が近いこともあってか、有効回答は 2094 票と、人権問題、なかでも外国人の人権に関する社会調査としては多くの回答を収集している。この調査の結果のなかでも最も注目すべきは、過去 5 年間の職務質問経験を有する者の割合が 62.9%であったことである。回答者である外国にルーツをもつ人の半数以上が職務質問経験を有するという調査結果は世間の耳目を集めるのに十分なインパクトを持つ。日本での警察による職務質問におけるレイシャル・プロファイリングの実態把握の重要な第一歩と指摘である。

だが、この調査は調査主体の多大な労力による産物ではあるが、いくつかの限界を有している。まず、この調査は希望者が回答していることだ。これは実質的には有意抽出法に該当するものであり、これによりこの調査の結果の正確さが疑われるだけでなく、正確さを精査すること自体が困難になっている。次に調査対象者が外国にルーツをもつ人のみに限定されており、日本人が調査対象者に含まれていないことである。これによりこの調査データのみを利用して外国人と日本人の比較を行うことができない。たとえば「外国人の職務質問経験を有する者の割合」を明らかにできたとしても、「日本人と比べて外国人の方が職務質問経験を有する者の割合が多い」といったことは、この調査だけでは言えない。

このような限界を補い、警察による職務質問とその際のレイシャル・プロファイリングの実態をより正確に捉えることを目指した社会調査が、本稿で精査する『日本人と外国人の職

⁴ 2022 年に警察庁できわめて限定的な調査を行っているが、報道によるならば、公安委員会などによせられた職務質問への相談を集計したものである（『朝日新聞』2022 年 11 月 17 日朝刊「人種巡る不適切職質 6 件 警察庁調査で 4 都府県警 昨年」）。職務質問を実際に受ける側である一般市民を対象に広範な調査を行っているわけではない。

務質問経験に関する大規模比較調査』とすることができる。

2 「日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査」の検討

2.1 『日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査』の特徴

本意見書で精査する『日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査』の調査概要について調査報告書を利用しながら整理したうえで、この調査の特徴について指摘する。この調査の対象者は日本に住む 20 歳から 59 歳の日本国籍をもつ男女 (521 人) ならびに日本に 5 年以上在住している外国人の男女 (422 人) である。回答をインターネット上に設けられた回答ページから収集するインターネット法を用いて、2024 年 8 月 7 日～8 月 29 日に実施されている。回答は事前に用意された調査モニターによって行われている。なお、日本人および外国人それぞれの回答者の性別や年齢が、人口構成などを考慮した一定の比率になるように割り付けられている。

この調査の特徴は外国人だけでなく、日本人も調査対象者としていることである。これによりこの調査のデータから、日本人と外国人の警察による職務質問の経験を比較することが可能になっている。次に日本人と外国人の両者について、回答者の性別と年齢が人口構成などを考慮した一定の比率に収まるように割り付けられていることから、日本人と外国人の比較の正確さが増すことが期待される。これらの二つの特徴は、先述の東京弁護士会によって 2021 年に実施された調査の弱点を補うものと指摘することができる。

だが、このような『日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査』であるがいくつかの限界もある。まず、調査モニターから回答を募っている点である。単純な有意抽出法よりははるかに望ましいものとはいえ、調査モニターによる回答も、日本の実態を正しく反映していないかもしれないという懸念が少なからずある (吉村 2020)。このような懸念がある一方で、調査モニターを利用した社会調査には「速報性」などの利点があることも知られている (大隅 2006)。そのため調査モニターを利用した社会調査は、その特性に注意するという留保付きならば、一般的に利用されるようになっている (大茂矢 2024)。特に、回答者の属性の割り付けなどを注意深く設計すれば、日本人と外国人といった複数の対象の比較という観点からは、より正確な調査結果が期待できる。

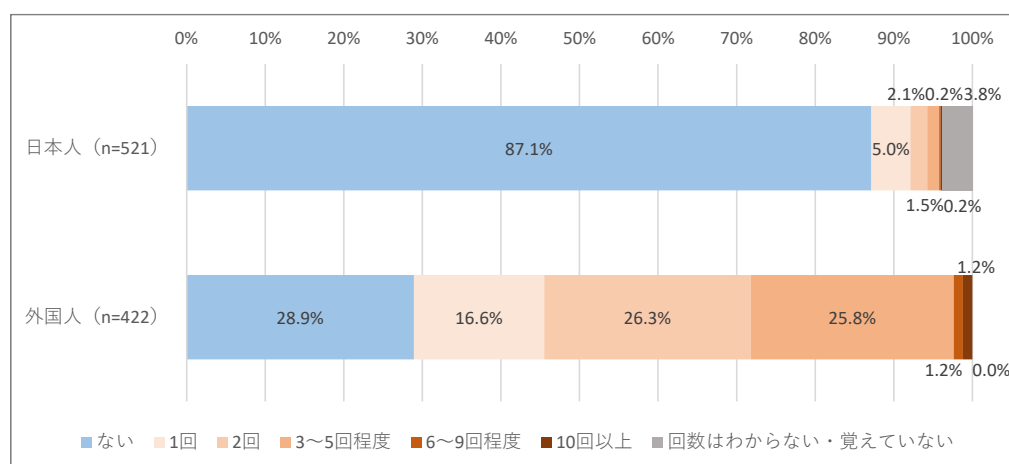
次に、日本人と外国人の割り割り付けの相違である。『日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査』では日本人と外国人の望ましい比較を念頭に、性別と年齢が共通の割合になるように設計されている。だが、そもそも日本人と外国人の人口総数が異なるだけでなくその構成も異なる。そのためたとえば回答者の年齢の上限値と下限値は共通しているが、それぞれの年齢階級の分布が日本人回答者と外国人回答者では若干異なる。また、日本人回答者の居住地域は関東圏に割り当てられている一方で、外国人回答者についてはそのような処置は行われていない。これは外国人の居住地域の実態を考慮してのものであるという (サーベイリサーチセンター 2025:3)。このような割り付けの相違によって、日本人と外国人を比較した結果の正確さが損なわれているのではないかという若干の懸念も生じる。そこで本意見書では、日本人と外国人の回答者の間のいくつかの属性の分布の異同に注

目しながら、調査結果を精査していく⁵。

2.2 外国人と日本人の職務質問経験の有無の相違に関する検討

本意見書が取り上げる『日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査』のなかでも、精査の中心的な対象となる個所について述べておく。この調査により明らかになった結果のうちの最大のもの、警察による職務質問を受けた経験の有無が、外国人と日本人との間で著しく違うことであろう（図 1）。調査結果によると、外国人回答者のなかで「職務質問経験がある⁶」者は約 7 割の 71.1% になっている。外国人回答者のなかでは職務質問を受けたことがある者が半数を超えるほど多いということである⁷。一方で、日本人回答者のなかで職務質問経験を有する者は約 1 割の 12.9% にすぎない。つまり、外国人は職務質問を受けた者が多いだけでなく、そのような経験が圧倒的に少ない日本人と比べると、両者の相違が著しいということである。

図 1 日本人／外国人と職務質問の有無と回数



「職務質問の経験がある」という回答の内訳をみていくと、外国人回答者では「1 回」（16.6%）、「2 回」（26.3%）、「3～5 回」（25.8%）、「6～9 回」（1.2%）、「10 回以上」（1.2%）、「回数はわからない・覚えていない」（0.0%）であったのに対して、日本人回答者では「1 回」（5.0%）、「2 回」（2.1%）、「3～5 回」（1.5%）、「6～9 回」（0.2%）、「10 回以上」（0.2%）、

⁵ 『日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査』結果の精査のために、ローデータをお借りした。

⁶ 職務質問経験を有するが「回数はわからない・覚えていない」を含めて集計している。

⁷ 外国人の半数以上が職務質問経験を有するという結果は、2021 年に実施された『2021 年度外国にルーツをもつ人に対する職務質問（レイシャルプロファイリング）に関するアンケート調査』（東京弁護士会 2022）と共通性がある。複数の社会調査によって共通の傾向の結果が得られたということは、実態を十分に反映しているものと思われる。一方で、その割合の数値自体は両調査において異なる。本意見書で取り上げている『日本人と外国人との間における職務質問の経験に関する大規模比較調査』の方がより周到な調査設計を行っていることから、精査に相応するものである。

「回数はわからない・覚えていない」(3.8%)であった。職務質問経験の回数を加重平均⁸で見ると外国人は2.7回であるのに対して日本人が2.1回である。圧倒的多数の日本人が職務質問を受ける経験と無縁であるのに対して、多くの外国人が職務質問を受けているだけでなく、その回数も日本人より多いという結果になっている^{9 10}。

このような調査結果について精査していく。その際に職務質問におけるレイシャル・プロファイリングに関する他の調査結果を参照する必要があるが、先述の通りそのような調査はほぼ存在しない。それだけでない。レイシャル・プロファイリング以前に、警察による職務質問一般に関する統計を含む公的調査資料に乏しい¹¹。少なくとも定期的に公表される官庁統計は管見の限り見当たらない。

そこで本意見書では、財団法人日工組社会安全研究財団が2007年に実施した『パトロール活動・110番通報等に関する世論調査』(日工組社会安全研究財団 2007)を精査のための参考情報として利用する。だが、なぜこの社会調査なのか。この調査は日本全国20歳以上の男女2,007人から回答を集めている。回答者(標本)の抽出方法は層化多段無作為抽出法であり、実査の方法は調査員による面接調査と留置法を併用したものである¹²。これは信頼できる多くの社会調査で採用されている調査方法であることから、調査結果も信頼に足ることが期待できる。調査時期が2007年と古いことは大きな難点であるが、一般市民を対象に警察による職務質問の経験を調べた社会調査のなかで、参照するのに適切なものが他に見当たらないことから、現時点では最も信頼できる参考情報と判断した¹³。

この参考情報を利用しつつ、『日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査』の結果を精査していく。その際に注目する回答者の属性は、性別、年齢、居住地域である¹⁴。

まずは性別についてみていく。参考情報である『パトロール活動・110番通報等に関する

⁸ 加重平均は「1回」=1、「2回」=2、「3～5回」=4、「6～9回」=7.5、「10回以上」=10に置換して求めている。「ない」、「回数はわからない・覚えていない」は除外している。

⁹ 十全な無作為抽でない調査の場合も、変数間の関連の有無を述べる際には、便宜的にそれを無作為抽出標本のデータとみなして有意確率を計算することが多い。そこで「1回」「2回」「3～5回」「6～9回」「10回以上」「回数はわからない・覚えていない」をまとめた「(職務質問経験がある)」の比率の差の検定を行ったところ0.1%水準で有意であるという結果を得た。

¹⁰ 平均の差の検定を行ったところ5%水準で有意であるという結果を得た。

¹¹ 一方、外国に目を向けると、たとえばフランスでは会計検査院が職務質問に関する報告書を公表している(<https://www.parisetttoi.fr/news/20231208-001/> 2025年1月5日確認)。

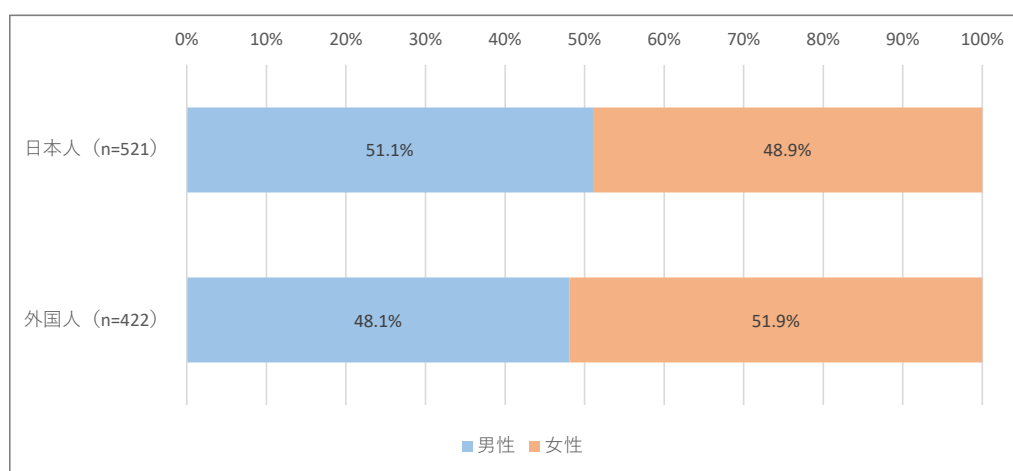
¹² 利用した抽出台帳に関する情報が欠けているが、日本全国の個人を対象とした無作為抽出では、住民基本台帳ないしは選挙人名簿を利用することが一般的である。選挙人名簿への記載はそもそも有権者に限定されており、調査時期の住民基本台帳には外国人が記載されていない。そのため、この調査がどちらの名簿を抽出台帳に利用したとしても、日本人を対象としたものと推測してよいと思われる。

¹³ 調査時期が新しい社会調査としては、佐伯らが一般市民らの警察との接触経験を把握するために2022年に実施したのものがある(佐伯他 2023)。だが、調査モニターによる回答(佐伯らの研究によると予備調査)であるだけでなく、調査対象が神奈川県に限定されている。

¹⁴ この回答者の3つの属性に注目したのは『パトロール活動・110番通報等に関する世論調査』(日工組社会安全研究財団 2007)をもとに検討が可能であったためというのも理由である。

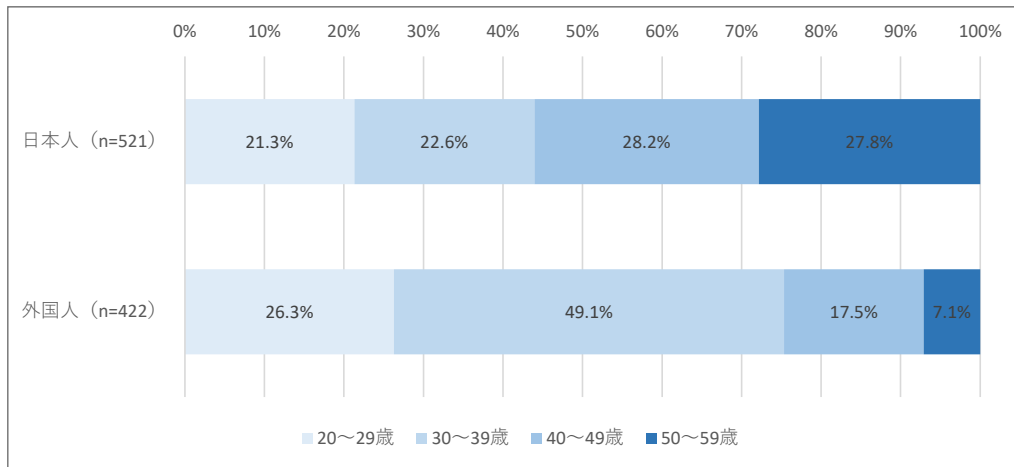
世論調査』によると男女の違いにより職務質問経験を有する者の割合が異なり、若干ではあるが男性の方が多い（日工組社会安全研究財団 2007: 14）。本意見書が精査している『日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査』の日本人回答者と外国人回答者との間で性別の比率が顕著に異なると、その影響により、職務質問経験の有無の比較結果の正確さが損なわれているのではないかという懸念が生じるだろう。そこで日本人回答者と外国人回答者のそれぞれの性別の割合を示す（図 2）。これによると日本人（男性 51.1%、女性 48.9%）と外国人（男性 48.1%、女性 51.9%）との間に性別の比率で顕著な違いはない。そのため、回答者の性別によって職務質問経験の有無の比較結果が左右されている恐れはほぼないと思われる。

図 2 日本人回答者と外国人回答者の性別



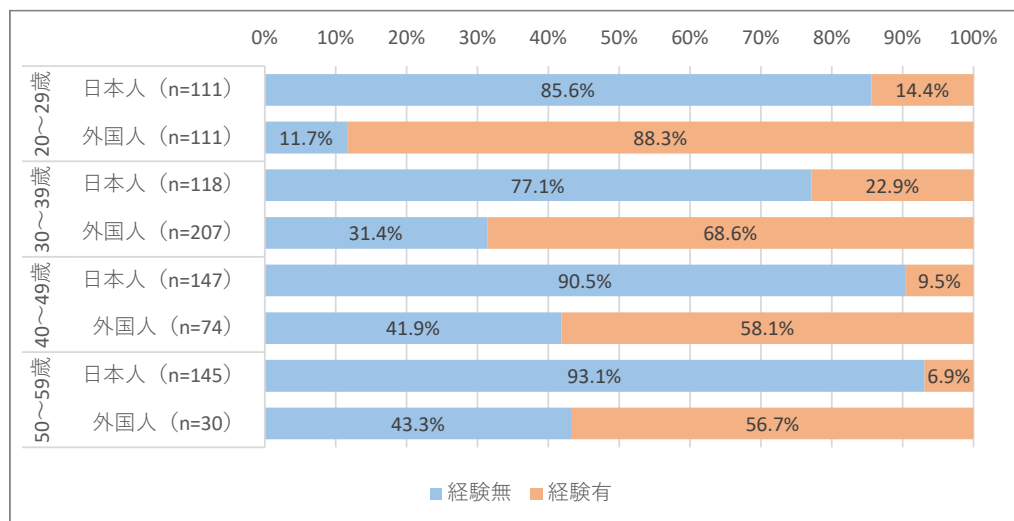
次に年齢についてみていく。本意見書が精査している『日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査』の調査対象者の年齢は 20 歳から 59 歳である。だが、この回答者の年齢の具体的な分布が日本人と外国人とで異なる（図 3）。日本人回答者が 20 歳代から 50 歳代まで比較的バランスよく構成されているのに対して、外国人回答者は 20 歳代 (26.3%) と 30 歳代 (49.1%) 多く、40 歳代 (17.5%) と 50 歳代 (7.1%) が少ない。年齢階級の中央値を利用した加重平均によると日本人は 41.0 歳であるのに対して、外国人は 35.1 歳と若い。今回の調査によってこのような年齢の構成比に違いが生じたのは、母集団における日本人と外国人の年齢構成が異なることと関連すると思われるが、より正確な比較という観点からはこのような年齢構成比の違いは望ましくない。

図3 日本人回答者と外国人回答者の年齢



なぜならならば参考情報である『パトロール活動・110番通報等に関する世論調査』によると、年齢毎の職務質問経験の有無に明らかな相違があるからだ。それによると20歳代の者は他の年齢階級に比べて職務質問を受けた経験を有する者の割合が一定程度高い（日工組社会安全研究財団 2007: 14）。本意見書で検討している『日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査』において外国人回答者の方が日本人回答者に比べて20歳代（と30歳代）が多いことが、外国人の職務質問経験が日本人よりも多いという調査結果に影響を及ぼしているのではないかという疑念を生じさせる。そこで年齢階級別の、日本人と外国人との間の職務質問経験の有無の相違を示す（図4）¹⁵

図4 日本人回答者と外国人回答者の年齢階級別の職務質問経験の有無



¹⁵ 年齢階級別に集計すると年齢階級毎の該当ケースが少なくなるため、「1回」「2回」「3～5回」「6～9回」「10回以上」「回数はわからない・覚えていない」を「経験有」にまとめ、「なし」は「経験無」としている。

これによるとすべての年齢階級で日本人と外国人との間に職務質問経験の有無に大きな違いがあることがわかる。20～29歳の日本人回答者で職務質問経験を有する者は14.4%にすぎないのに対して、外国人では85.6%もの回答者が職務質問経験を有している。同様に30～39歳では22.9%（日本人）と68.6%（外国人）、40～49歳では9.5%（日本人）と58.1%（外国人）、50～59歳では6.9%（日本人）と56.7%（外国人）と、他の全ての年齢階級においても日本人よりも外国人の方が職務質問経験を有する割合が著しく高い。付言すると、外国人では全年齢階級において半数以上が職務質問経験を有する。このことから日本人と外国人の年齢の違いを考慮しても、職務質問経験を有する外国人は日本人と比較して顕著に多いという比較結果は揺るがないと言える¹⁶。

最後に回答者の居住地域についてみていく。本意見書で精査している『日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査』では日本人回答者の居住地域は関東圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県）に限定されているのに対して、外国人回答者には居住地域の限定はない。このような居住地域の割り付けの違いが生じているのは、外国人の居住実態を考慮しているというだけでなく、外国人人口が日本人人口に比べて圧倒的に少ないことから回答者（調査モニター）を確保するのが相対的に難しく、居住地域などの限定をしづらいといった調査実務上の事情があったためと推測される。そこで、居住地域の違いが職務質問経験の有無の調査結果に影響を及ぼしているのか、居住地域の情報がある日本人回答者に限定して精査する¹⁷。

参考情報として利用している『パトロール活動・110番通報等に関する世論調査』によると、職務質問経験を有する者の割合は、東京を含む関東圏在住者と全国平均との間で顕著な違いはない^{18 19}。そのため『日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査』の日本人回答者の居住地域が関東に限定されていることによる影響は、ほぼ皆無か、仮にあったとしても微々たるものと推測される。日本人回答者の居住地域の限定によって職務質問経験の有無の比較結果の正確さが損なわれている恐れは少ないと思われる。

¹⁶ クロス集計表の独立性の検定の結果、全ての年齢階級において0.1%水準で有意である（ただし50歳～59歳に関しては一部のケース数が少ないため参考値）。

¹⁷ 外国人調査に関しては居住地域の情報がないので検討が不可能である。そのため、ここでは日本人回答者のみを対象とした部分的な精査に留まっている。

¹⁸ 『パトロール活動・110番通報等に関する世論調査』における職務質問経験者の割合の全国平均は報告書の記載に基づくと5.9%である（日工組社会安全研究財団 2007: 15）。一方、東京都とそれ以外の関東圏についてはそれぞれ別集計の結果しか記載されていなかったため、集計表（日工組社会安全研究財団 2007: 84）から再計算して求めたところ5.4%であった。なお、集計表は小数点一桁までしか記載がないため、再計算の結果は本来の数値とは若干だが異なる可能性がある。

¹⁹ 『パトロール活動・110番通報等に関する世論調査』における関東圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）と、本意見書で検討している『日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査』における関東圏は若干異なる。この違いによる調査結果への影響は微々たるものと思われる。

3 結論

あらためて本意見書の主張をまとめる。2024 年に実施された『日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査』の結果、日本人と外国人において警察による職務質問の経験の有無が大きく異なることが明らかになった。外国人において職務質問を経験した者は約7割(71.1%)と半数を超えている。また、日本人で職務質問を経験した者が約1割(12.9%)にすぎないのに比べると、両者の相違が著しい。これはあまりにも大きな違いである。この日本人と外国人の間の相違は、性別や年齢、居住地域といった回答者の属性を考慮しつつ精査したところ、かなりの確度で信頼できる結果と言える。

最後になるが、外国人を対象としたレイシタル・プロファイリングを射程に収めた職務質問に関する公的統計が皆無に等しいことについて述べる。調査や統計が存在してはじめて、職務質問の広範な実態を知ることができるだろうし、特定の人々に対する職務質問経験の不均衡な集中の有無を論じることができるはずである²⁰。このような日本におけるレイシタル・プロファイリングをとりまく現状を踏まえると、『日本人と外国人の職務質問経験に関する大規模比較調査』は職務質問経験とレイシタル・プロファイリングの実態把握における大きな一歩と指摘できる。

²⁰ 具体的な調査結果を示さずに、職務質問が適切に行われており、レイシタル・プロファイリングは存在しないといった紋切型の回答を警察庁関係者が繰り返していることもあったという（宮下・明戸 2023: 7, 20）。

補足：本意見書で用いている統計的仮説検定について

本意見書では、いくつかの重要な調査結果については注釈で統計的仮説検定の結果を記している。日本統計学会が編集したテキストによると、仮説検定とは「研究者または実験者が考えた仮説に対して、与えられたデータからその正しさを統計的に考察するものである」（日本統計学会 2015: 135）。仮説検定は社会調査データの分析ではよく使われているが、慣れない者にとっては読み解くのに苦勞することもある。とはいえ仮説検定の方法を詳細に説明するのは紙幅をとるだけでなく、本意見書の趣旨から外れる。そこであくまでも本意見書を読み解くのに助けとなるように、簡略な説明を付す。

職務質問の経験の有無を例に仮説検定について説明する。本意見書の4ページに「外国人回答者のなかで「職務質問経験がある」者は約7割の71.1%になっている。…一方で、日本人回答者なかで職務質問を受けた経験を有する者の割合は約1割の12.9%にすぎない」という記述がある。この調査結果について仮説検定を行う場合、まず是对立仮説と帰無仮説を設定する。この例の場合、対立仮説は調査結果に基づいて「職務質問経験を有する者の割合が日本人と外国人の間で異なる（差がある）」となる一方、帰無仮説は「職務質問経験を有する者の割合が日本人と外国人の間で等しい（差がない）」という反対の意味のものになる。

誤解をおそれずに単純化してしまうと、統計的仮説検定は設定された帰無仮説「職務質問経験を有する者の割合が日本人と外国人の間で等しい（差がない）」が棄却できるか否かを検討する。帰無仮説を棄却不可能な確率が極めて小さければ（任意に設定された基準である有意水準を下回れば）、帰無仮説は棄却され、対立仮説「職務質問経験を有する者の割合が日本人と外国人の間で異なる（差がある）」が採択される。

本意見書の5ページの注釈では、上述の例の検定結果を「「（職務質問経験が）ある」の比率の差の検定を行ったところ0.1%水準で有意であるという結果を得た」と記述している。これは帰無仮説「職務質問経験を有する者の割合が日本人と外国人の間で等しい（差がない）」を棄却不可能な確率は0.1%より小さいということを意味する。よって帰無仮説を棄却し、対立仮説「職務質問経験を有する者の割合が日本人と外国人の間で異なる（差がある）」を採択しているという意味である。0.1%水準で帰無仮説が棄却されているということは、調査結果がかなりの確度で信頼できるものであることを意味する。

参考文献

- GAO: General Accounting Office, 2000, "Racial Profiling: Limited Data Available on Motorist Stops" (<https://www.gao.gov/products/ggd-00-41> 2025年1月5日確認)
- Harris, David A., 2017, "Racial Profiling", Erik Luna ed., *Reforming Criminal Justice Vol. 2: Policing*, Arizona State University, 117-152.
- 日本統計学会編 2015『改訂版 日本統計学会公式認定 統計検定2級対応 統計学基礎』東京図書.
- 宮下萌・明戸隆浩, 2023, 「序論」宮下萌編著『レイシャル・プロファイリング—警察による人種差別を問う』大月書店.
- 公益財団法人 日工組社会安全研究財団, 2007, 『パトロール活動・110番通報等に関する世論調査』(<https://www.syaanken.or.jp/?p=951> 2025年1月5日確認)
- 大茂矢由佳, 2024, 『日本人の対難民意識—メディアの表象・言説・作用』明石書店.
- 大隅昇, 2006, 「インターネット調査の抱える課題と今後の展開」『ESTRELA』143: 2-11.
- 佐伯昌彦・岡邊健・松原英世・宮澤節生, 2023, 「警察との接触経験に関する探索的研究—神奈川県での予備調査の概要」甲南大学法学会『甲南法学』63 (3-4): 99-130.
- (株)サーベイリサーチセンター, 2025, 『警察の職務質問に関するアンケート調査〈結果報告書〉』.
- Smith, Michael R., 2002, "Searching for Direction: Courts, Social Science, and the Adjudication of Racial Profiling Claims", *Justice Quarterly* 19 (4): 673-703.
- Tillyer, Rob, Engel, Robin S. and Wooldredge, John, 2008, "The intersection of racial profiling research and the law", *Journal of Criminal Justice* 36: 138-153.
- 東京弁護士会外国人の権利に関する委員会, 2022, 『2021年度外国にルーツをもつ人に対する職務質問（レイシャルプロファイリング）に関するアンケート調査 最終報告書』.
- 吉村治正, 2020, 「ウェブ調査の結果はなぜ偏るのか—2つの実験的ウェブ調査から」『社会学評論』71 (1): 65-83.